

2008年11月4日 全2頁

# 追加経済対策・雇用保険料率引き下げの分析

制度調査部  
是枝 俊悟

## 追加経済対策詳細分析（3）—雇用保険料率引き下げが家計に与える影響

### [要約]

- 10月30日に政府・与党が発表した追加経済対策（生活対策）に、雇用保険料の引き下げが盛り込まれた。
- 現在、賃金の1.5%（事業主0.9%、従業員0.6%）である雇用保険料は2009年度に限り1.1%（事業主0.7%、従業員0.4%）に引き下げられることが見込まれる。これが実現されれば、サラリーマンは7,000～21,000円程度の負担減となる。

### 1. 雇用保険料引き下げの概要

- 2008年10月30日に、新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議は「生活対策」（追加経済対策）を発表した。
- このうち、家計緊急支援対策の1つに、「雇用保険の保険料引下げ等に向けた取組」が盛り込まれた。
- 「生活支援」の5～6ページには以下のように記述されている。

#### ○雇用保険の保険料引下げ等に向けた取組

・雇用保険の保険料については、平成21年度の1年間に限り、0.4%の範囲内の幅（現行1.2%）で引き下げることに付いて、セーフティネット機能の強化等と併せ、関係審議会において労使と十分協議した上で検討、結論。

- 「生活対策」では「0.4%の範囲内の幅で引下げ」とされており、明確な数値は記述されていないが10月31日の各紙朝刊の報道によると、0.4ポイントの引下げが有力視されている。
- 現在の雇用保険料は年収<sup>1)</sup>の1.5%と規定されており<sup>2)</sup>、そのうち①失業手当の給付に用いられるものが1.2%で労使折半、②雇用三事業（雇用二事業と呼ぶこともある）に用いられるものが0.3%で事業主負担とされている。この①と②のどちらの率を引き下げるかについては明確には述べられていないが、「生活対策」に雇用保険の保険料として「現行1.2%」と記されていることを考慮すると、①の失業手当の給付に用いられる保険料率を引き下げる方針であることが考えられる。

<sup>1</sup> 正確には「賃金総額」である。この賃金総額は税引き前の金額であり、また税法上非課税の通勤手当等も含む。

<sup>2</sup> 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条及び厚生労働大臣告示379号により規定されている。

○この、失業手当の給付に用いられる分の保険料率が0.4ポイント引き下げられた場合、事業主・従業員ともに保険料負担は0.2ポイントずつ軽減されると考えられる<sup>3</sup>。

○なお、保険料率の引下げを行うためには、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」等の法改正が必要となる<sup>4</sup>。

## 2. 雇用保険料率の引下げが家計に与える影響

○雇用保険料率の引き下げにより、サラリーマン・公務員等の勤務者の家計にはどの程度の影響を与えるのか、大和総研制度調査部は試算を行った。

○夫がサラリーマン、妻が専業主婦、子どもが2人のモデル世帯<sup>5</sup>において、年収400万円、600万円、800万円、1,000万円、1,500万円の5ケースを想定して、従業員負担分の保険料率が0.2ポイント引き下げられた場合、家計の負担は現行制度と比べて図表1のように変わる。

図表1 雇用保険料（従業員分）0.2ポイント引き下げによる家計の負担額の変化

年収	400万円	600万円	800万円	1000万円	1500万円
雇用保険料の変化(09年度)	-8,000	-12,000	-16,000	-20,000	-30,000
所得税の変化(09年度)	+400	+600	+1,600	+4,000	+6,900
住民税の変化(10年度)	+800	+1,200	+1,600	+2,000	+3,000
合計の負担額の変化	-6,800	-10,200	-12,800	-14,000	-20,100

○雇用保険料は、年収に対して0.2%分、年収400万円なら年間8,000円、年収1,500万円なら年間30,000円下がり家計にとって負担減（給料の手取り増加）となる。

○しかしながら、雇用保険料は社会保険料控除として所得税・住民税の計算の際に所得控除がされているため、雇用保険料負担が減ると代わりに所得税・住民税の負担は増加してしまうことになる（住民税に影響が出るのは雇用保険料引下げの翌年度である2010年度となる）。

○この分を差し引いたトータルでの家計にとっての負担減少（給与の手取り増加）額は年収400万円なら6,800円、年収1,500万円なら20,100円ということになる。

<sup>3</sup> 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30条の規定により、失業手当の給付に用いられる分の保険料の負担は労使折半とされているため。

<sup>4</sup> 現在の保険料率は通達により定められているが、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条の規定で厚生労働大臣が変更できる範囲の保険料率の下限は（本レポート1ページの①・②を合わせて）1.5%であるため、法律を改正せずに保険料率を（本レポート1ページの①・②を合わせて）1.1%まで引き下げることができない。

<sup>5</sup> その他、税額の計算のため以下の仮定を置いている。[子どものうち1人は16歳以上、1人は15歳以下であり、厚生年金・協会けんぽ・雇用保険に加入、生命保険料控除は満額まで適用、個人年金には加入していない]